

Title	ハンキー卿の戦争責任論(一) : 連合国の無条件降伏政策と戦争裁判の批判
Sub Title	On "politics, trials and errors" by Lord Hankey
Author	内山, 正熊(Uchiyama, Masakuma)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.4 (1952. 4) ,p.45- 55
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520415-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハンキー卿の戦争責任論 (一)

— 連合國の無條件降伏政策と戦争裁判の批判 —

内山正熊

目次

- 一 序言
- 二 ハンキー卿著「政治裁判・過誤」の紹介
- 三 問題の提起
- 四 戦犯裁判の反省
- 五 侵略の事實についての検討
- 六 侵略の定義についての矛盾
- 七 無條件降伏政策批判(以下次號)
- 八 ドイツ戦犯裁判
- 九 日本戦犯裁判
- 一〇 結論

一 序言

講和條約の成立が戦争状態に終止符を打つた現在、今更戦争にまつる失策過誤をあげつらつて敵對不和の感情を蒸し返したり、或は戦争の痛々しい傷をうずかせるような回顧に耽るべきときでないことは明らかである。平和關係の開かれたいまこそ戦争による愛憎の念は水に流し去るべきときである。然しながら、戦争を過去の忘却の中に葬り去つても、戦争の齎らした幾多の問題は依然現在まで後をひいて残されているのであつて、これを清算解決しなければ眞の平和が訪れないことも明らかである。而も戦争の回顧反省は未來の平和建設のため忘れられてはならない課題である。いうまでもな

ハンキー卿の戦争責任論

く過去を顧みふり返るのは、單に過失そのものに執着したり元の状態を引戻さんがためではなく、新しい未來の前進のためであり、戦争の過去を顧みるのはその悲痛な體驗の中から教訓を汲みとることによつて、その誤ちを繰返さないためにほかならない。殊に講和條約によつて名目的或は法的に戦争關係は消滅しても、未だそれによつて戦争の結末はついていないのであり、むしろ戦後の世界危機對策に忙殺されて、第二次大戰そのものについての検討反省はなおざりにされている傾きがある。その結果、戦争に關連する重要問題のあるものは批判検討の外に放置されているのであるが、それととりあけることは、たんに歴史研究上必要であるのみならず、政治に於ける試行錯誤 (trials and errors) の問題としても重要であるのである。

この意味に於て先ず第一にとり上げらるべきテーマは、戦争の原因結果に検討のメスを入れる戦争原因論であるが、これと表裏して戦争を惹起した責任の追求、換言すれば戦争の契機となつた主體即ち國家及びその指導者或は徒黨組織を追求する戦争責任論がある。それは單に戦争の責任を追求することによつて、戦勝國が應報復讐

四五

(二四九)

を遂げたり、或は敗戦國が戦争責任を回避し責任を轉嫁することを目的とするものではない。戦争責任論の眞に要請される所以は戦争責任の所在を明らかにすることによつて、戦争の導火線たるべき要因を究明してこれを封殺すべき戦争防止の道を探求するに在る。戦争責任の問題は種々の立場から考えられるが、一般に講和條約の後に來る敗戦國の反撥として戦争責任修正要求の形をとるものであるが、今次大戦後に於てはたんに敗戦國の側からでなく戦勝國の側から自己批判の問題として提出されたことは注目すべきである。戦争責任の検討は戦勝國も戦敗國も共に謙虚に跪くべき世界的審判の問題でもあるのである。

二 ハンキー卿著「政治・裁判・過誤」の紹介

ここに紹介するハンキー卿の近著、「政治・裁判・過誤」(Lord Hankey: Politics, Trials and Errors. 1950, Oxford)は戦勝國の側からする戦争に對する公正な自己批判を代表するものであり、そこには世界的立場からする第二次世界戦争の理非曲直が論ぜられてゐる。本書に於てハンキー博士は、第二次大戦に關する連合國の政策處理を率直に批判し、殊に無條件降伏やニールンベルグ及び東京裁判の缺陷を容赦なく剔抉して不公正な戦犯裁判が政治との混同であつてそれが重大な誤りであること、而もその過誤から多くの戦後不安を齎らしたことを指摘し、將來かかる政策は再び繰返すべきでないことを警告している。

ハンキー卿は一九四一年までにチャーチル内閣の無任所大臣であつて、それ以前の二十年間歴代内閣の要職にあつた。殊に一九二

年から一九三八年まで帝國國防委員會委員長であつたため、ベルサイユ會議當時からの内外事情に通じた英國長老政治家の一人であつて、ロイド・ジョージ、チャーチル、ルーズベルト等との關係も深く、それが彼の著書の特徴を作つてゐる。彼はまた單なる政治官僚でなく、Government Control in War (1945), Diplomacy by Conference (1945)等の著書もある法學博士である。

本書の構成は、序文と八章から成つてゐるが、序文に於て問題點を提示し、以下の各章に於てそれを展開してゐる。目次の内容は

I. Trials and Aggression (裁判と侵略)

II. The Politics of Unconditional Surrender (無條件降伏政策)

III. The German Trials (ドイツ戦犯裁判)

IV.and Error: Norway (その過誤・諾威)

V. The Japanese Trials (日本戦犯裁判)

VI.and Error: Shingensu (その過誤・重光)

VII. The Aftermath of Tokyo. (東京裁判の餘波)

VIII. The Past, the Present, and the Future. (過去、現在、將來)

である。行文は平易明快であり、引用は主として著者自らの上院に於ける演説或は政局當事者の言説から成つてゐるので興味深く、殊に彼の地位或は英國貴紳の考え方の然らしめる所かも知れないが、戦争の勝敗に區別なく峻烈に事實を批判し、自國の不利或は非難を顧みず正論を展開し、敗者に對する公正不偏な人道的處理を強調してゐる點は全巻を通じてユニークな香氣を感せしめ、深い感動を與え

る。

三 問題の提起

冒頭の序文は簡潔に彼の基本的思想を述べているので一部を譯述することにする。

戦争は政治に始まり政治に終るのを常とする。戦争が始まるまでには、長い交渉、會談、平和への國際的努力、威嚇、冷たい戦争、たえ難いまでの緊張があつて、その極途に宣戦布告がなされ、或は宣戦なくして戦争行爲となるのである。戦争が終るに當つてはまたその結果が見通されると政治が再び頭を擡げるものである。過去幾世紀を通じて、戦争事態收拾のノーマル・コースは休戦、講和會談、講和條約であつた。然るに第二次世界大戰に於ては、敵の侵略と犯行に憤激した連合國は新しい政治的テクニクを採用して、無條件降伏以外には應ぜず、且野蠻な罪ある指導者は處罰さるべしとの意圖を表明したのであつた。本書の主要目的は現代及び後世ジェネレーションのために、この傳統背離の齎らした政治的結末を檢討するにある。……無條件降伏要求が明らかにされるや一月経たすのうちに、余は『政治の分野で最も重大であつて而もまた最も結末の疑わしいやり方はすべて敵に對して無條件降伏政策を宣明することである。無條件降伏政策そのものは正しくもありまた間違ひでもあらう。然しながら、その政策を宣明することは、——チャーチル氏はそれをルーズベルト大統領の希望によつたものだと言つてゐる——、敵をして自暴自棄に追い込むべからずという古來の原則に背くものであつて、無條件降伏要求こそ敵を自棄に投げやるもので

ある……』との旨を一部有力筋に書き送つた。更に次の意見書ではその警告を繰返し尙一層強調して、『同様な見地から戦犯裁判については重きをおかない程よい。……これを高言することは戦争を長ひかせるであらう。』と述べたのであるが、……最後に『戦犯裁判について連合國の警告が他の如何なる効果があつたにせよ、ドイツのサディズムや日本の野蠻行爲の犠牲者を助けることに何等役に立たなかつた』ことも言及した。……かくして戦争は終つた。……ニールンベルグ裁判の判決が公表された結果、余は、幾多の疑問をもたざるを得なかつた。それには自分では未だ解答を見出し得たとはいえないのであるが、その疑問は本書の各章の主題を暗示するものであるから、疑問とする問題點を提出する。

(一) 將來に對しかくも重大な影響をもつ戦争裁判の法廷が戦争の矢面に立つた連合國のみの裁判官によつて構成され、比較的偏見をもたない連合國乃至は中立國の裁判官を交えないで構成されたことは正しく賢明なことであつたらうか。若し假に我々が敗れたとして、ドイツ、イタリア、日本による裁判に我々は満足し、また歴史はその結果を受け入れることを期待するであらうか。

(二) ケロッグ・ブリアン條約若しくは他の國際條約の侵犯を含めて、隣國に對する侵略戦争の計畫、準備、開始及び遂行について、また占領地域の一般市民の虐待、奴隸勞働其他の目的でその強制移送私有財産の掠奪、都市村落の恣な破壊、軍事的必要により正當化されない荒廢若しくは條例にあげた他の犯罪について明白な證據によつて有罪とされる連合國(例えばロシア)の政府及び個人についても同様な裁判が行わるべきであるとの提案があるであらうか。

(三)かかる裁判(それは勿論問題外であるが)がない以上、ニューロンベルグ政策はすべて勝者の法と敗者の法とが二つ存在することを暗示しないであろうか。敗者は悲惨なる哉 (Vae Victis!)。それは將來に對する惡前例とならぬであろうか。

(四)政治的責任酌量に當つては政治的證據が重要要素ではなかつたであろうか、例えば何故に侵略戦争の智景として、一九二三年のルール占領——それは英國及び自治領の各政黨に侵略として非議されたものであるが——やライランドに於ける黒人部隊の使用、ライランド及びバイエルの分離の激しい宣傳運動、一九三二年ローザンヌ會議で漸く終息した賠償支拂督促等の様な挑發行爲や屈辱行爲があげられなかつたのであろうか。かかる行爲が累積した結果、ドイツ人を激昂せしめてヒットラー一派に走らしめたものではなかつたであろうか。かかる挑發が積み重なれば侵略と等しいものではなかつたらうか。

何故にまた、國際連盟及び連合國が時の流れを正しく読みとることに失敗し、遲きに失せず再武装して事態を喰い止めることに失敗したことをとり上げないのであるか。その失敗こそヒットラーをして勇氣付け、増長せしめ、ひいては驚倒すべき事件を起さしめるに至つたのではなからうか。かかる局面を度外視して裁判の背景をつくり出すことは歴史を誤るものではないであらうか。

(五)かかる政治的事件を、それは一般にその辯護の明白な基礎と思われるのであるが、被告が持ち出そうとしたとき、それは規則違反として却下されたことは事實ではなかつたであらうか。

(六)ヒットラーの壓制的支配力、超自然的な人氣、そのかちえた霸

權、獨裁權、その批判反對は絶對にゆるされなかつたことなどに對して十分考慮が拂われたであらうか。ヒットラーに反對する者はすべて我々立憲制國家に於けると異り、ただに罷免退任されるのみならずシャハートの如く強制收容所に監禁されるか、若しくはヘス、パーベンの如く捕えられた網から脱け出る道を見出さない限り、レーム其他の如き蕭清の運命に遭わざるを得なかつたのではなからうか。冷靜な頭腦を保ち難い生存のための戦にあつては、祖國の正邪という考慮は重要たらざるを得ないのでではなからうか。

(七)これらの酌量すべき情狀をすべて無視することによつて、政治面に於ける判断の公正は誤られていないであらうか。

以上の諸疑問について政治家、軍人、官僚、法律家、科學者、技術家等について意見を叩いたが何の確答も得られなかつた。それについては一群の説明は、「それは戦争に附加した一つの危険にすぎない」というのであり、他の一の説明は「ニューロンベルグ裁判では通例の戦争犯罪の故を以て有罪とされない限り何人も死刑には處されなかつたという不十分なものであつた。

然るにこの戦犯裁判問題が極めて厭うべきものに見えるようになつたのは、一九四六年のクリスマスの頃、重光元駐英大使の辯護人フアーネス氏が重光被告のために有利な證據収集のためにロンドンに來たのに始まる。重光の名前は戦争裁判人のリストに載せられてゐるとは信せられなかつたので、重光戦犯の報は驚きを以て迎えられた。重光大使が戦前いかに日本を戦争に捲き込まれないように努めたかの事績を回顧すれば、その最たるものは一九四一年三月、ハンキー卿及び元駐日英大使館付武官ビゴット少將との協力によりリスボ

ンへ飛び、ベルリンに至つて松岡外相と會見してベルリン・ローマ樞軸偏好に反對し、外相の歸路を英米經由にとらしめんと企圖したことであつた。重光は戦争犯罪人ではないことを立證せんとして大いに努力をしたに拘らず、一九四八年十一月極東軍事裁判所の判決は重光に七年の禁錮を課したのであつた。これに對してマッカーサー元帥宛に嘆願文を打電したが、この再審訴願は效がなかつた。

重光の善意 (bona fides) はハンキー卿自身は勿論チャーチル元首相、パットラー現藏相、クレギー元駐日大使を含む三名の大使及び著名のアメリカ人によつて證言されたにも拘らず、英國政府は英國の舊友を救うために指一本も動かさなかつたし、一九四九年五月十九日までそれを拒否して來たのである。恰もナチエスター僧正のドイツ戦争裁判に關する上院動議のあるのに同調して、同僧正の許可を得てドイツと日本をおき代えた同内容の動議を提出した。チエスター僧正の動議は戦争裁判の起源、原則、及び政策を攻撃して、相互憎惡の只中にある戦時の觀念が非道德的であり、その結果戦争を長引かせ、早期平和の道を妨げ、講和條約の成立を不可能ならしめた點を指摘したが、それに倣つて卿は重光審理に特に表われた東京裁判の弱點を暴露したのである。然しこれについての討議検討は不十分であり言論機關の支持も少なかつた。

以上を以て序文の抄譯を終つたが、然しながらこのハンキー卿の所論は、單に英國に於てのみならず、東京裁判に於ける辯護團長ブレイクニー氏、ファーネス氏によつて受け入れられるところとなり、英米側の軍事裁判審理に當つても參考に資するところなしとせず、殊に爾後の英米の對日政策の進展に影響する所があつたのではない

かと思われる。尙注意すべきは、ハンキー卿は東京裁判に於ける少數派に屬するローリング (オランダ)、バル (インド)、ベルナル (フランス) の三判事の論點を所々に引用して自己の主張を裏付けている點であつて、この點は本書を通じて我々が案外看過している東京裁判の内實を知らしめられ、敗戦國の立場の再認識と自省を促すであらう。勿論それは戦勝國側の缺陷を衝くことによつて戦争責任を轉嫁する敗戦國の反論を招来すべきではないが、戦争の責任の所在を明らかにし、敗戦國のみに戦争の責任は存せず、敗戦國をして戦わざるを得ざらしめた世界的條件を明らかにすることの要請は許さるべきである。かくて、本書によつて我々は講和後に来るべき戦争責任論に對して貴重な示唆を與えられるであらう。

四 戦犯裁判の反省

第一次大戦に於ける戦争犯罪の問題は、ドイツのカイゼルを裁判することをめぐつて提起されたが、その最初は一九一八年十一月の英帝國戦争閣議、次いで十二月連合國の主腦者會議に於てであつたが、それは英國のロイド・ジョージ、フランスのクレマンソー、イタリアのオルランド代表の賛成を得たに對して、ソニンノ・イタリア外相のみ、「カイゼルを殉教者にせんとするの否か? ドイツ連邦議會 (Bundesrat) もまた責任があつたのではないか? 戦争自體或は戦争犯罪の責任を國民の指導者に押しつけ得るであらうか? 國民自らにも責任があるのではなかつたか? ナポレオンをセント・ヘレナに追放したことこそボナパルト黨を益して、ナポレオン三世の獨裁權を齎らしたのではなかつたか?」との論據を以て反對し

たのであつた。然るに彼の主張は時の容れる所とならず、ベルサイユ條約の第二七條、第二二八條でカイゼルの告訴裁判が規定されたのであつたが、カイゼルはオランダに脱れ而もオランダ政府が庇護權を固執してカイゼル引渡に應じなかつたため、カイゼル裁判も空しく終るに至つた。結果的にいへば、オランダの連合國側の引渡要求拒否こそ連合國の失策を救つたといえるのである。この重要な歴史的價値は將來の政府に對する警告にあるが、その教訓は果して學ばれたであらうか。

第二次大戦に於ける戦争犯罪が公式に政策としてとり上げられたのは、一九四三年二月十一日のチャーチル首相が下院に於て行つた無條件降伏に關する演説の中の“Justice must be done upon the wicked and the guilty.”といふ表明であるが、次いで二月十三日のルーズベルト大統領の無條件降伏に關するラヂオ演説の中で表明されたのである。かくて戦犯裁判の考えは西歐二大指導者の頭の中で無條件降伏政策の一部として生れたのである。一九四三年十月のモスクワ會議に於て米英ソ三國外相は、「被侵略國に於て殘虐行為に拂つたドイツ人はその憎むべき行為が行われた國に送致されその國の法律に從つて裁判され處罰さるべきである。更にその犯罪が特に地理的に限定されることなく且つ連合國政府の合同決議によつて處罰せらるべき主要戦争犯罪人の場合に影響を及ぼすものではない」旨の宣言がなされ、またヤルタ會議でも戦争犯罪人處罰の意向が明らかにされた。然しこの主要戦争犯罪人問題は連合國側の處置、殊に裁判手續について問題があつて長らく懸案であつたのであるが、結局一九四五年八月ニールンベルグ裁判所條例となつて具

體化したのである。ここに至るまで連合國間に種々の議論があつたのであつて、殊に注目すべきは一九四五年四月廿三日カドガン英國代表がローゼンマン米國大統領顧問に手交した覺書に於て戦犯裁判の困難について英國政府の見解が明らかにされたことである。カドガン卿はヒットラー及びその一派はその罪死刑に値するが、然しそれは一九一八年と同様連合國の政治措置によるべきであり、法的裁判によるべきではない。その罪は通常の意味の戦争犯罪ではなく、國際法上の犯罪とせられるかというにこれも明らかでない。若し強いて裁判を行へば、ただに恐ろしく長引くのみならず、豫め連合國が處刑の辻褄を合わせるこしらへごと、茶番芝居に終るであらう。且また過去に於て國際法に反する罪として取扱われなかつた行為を犯罪とすることの危険を指摘しているのである。而も愈々、連合國側の裁判が開かれるに當つても、その法律觀念が各國著しく異つていたことが明らかとなつた。例えばソ連の裁判所の見方はこれを支配階級がその利益を擁護するために有する武器であつて政府權力の機關の一となすに反して、英米制度では裁判所を法に對してのみ責任を有する獨立機關と見做すのであつて、かかる根本的相違が裁判を損うに至つたのである。ニールンベルグ裁判に於ても東京裁判に於てもロシア判事が輕減的酌量を考慮した多數國決定に悉く反對したのもその現われである。兩裁判の判決が峻烈苛酷であつたことをこの原因に歸すべきであらうか。この相對立した事態こそ、原則の根本的相違の存在そのものが國際裁判所に對して、殊に人類の生命に關する裁判に於て正義の妥當基準を定めることを不可能ならしめるものであるという主張を強めるのに與つて力あつたのである。た

と正義が達成されたとしても、それは現在に於ても將來に於ても内外一般の信頼を呼び起すことは不可能となつたのである。

五 侵略の事實についての検討

一九四五年六月のロンドン會議は多くの問題を残したが、その解決し得なかつた問題にアメリカが力を入れていた侵略の定義の問題がある。アメリカ代表がその定義の一致に成功しなかつたとしても驚くに足りないのであつて、それは有史以來人類を悩ました問題であるのである。古くはギリシヤの昔から自國の戰爭をジャティスフアイゼンとして侵略の汚名を被らぬよう、従つて他に戰爭の罪を歸せんとする尤もらしい口實を見出さんと努めて來たのである。口實の必要をみとめたのはギリシヤ人のみでなく、ローマ人も侵略者と見られないよう挑發なくして、隣國を攻撃しないよう、つねに自衛行動をして居つて、強いられてやむなく戰爭に入つたと思われるよう配慮したものであつた。ポリビウスのいうように、近代に於ても戰爭の原因と口實とを區別することが必要である。それは眞の侵略者が誰であるかについて早まつた結論を出すことを抑えるであらう。

歴史の光に照してみると、敵方ドイツ、イタリヤ、日本には侵略の悪歴のあること疑ない。然しながら敵國のかかる前科があつたらといつて、第三次大戦前の又はそれ以前の戰爭に於ける敵側の侵略が挑發なくして行われたということにはならないし、また連合側は未だ侵略行爲を犯したことはなかつたということにはならない。かかることの斷定に確證が必要である。

連合國側では、先ずソ連は古く帝政時代のことばさておき、第二

次大戦前、フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リスマニア、ポーランドの諸國と不侵略條約を結びながら、これを侵犯しこれら諸國を戦時から戦後にかけて鐵のカーテンの中に強引にひき入れてソ連支配權を確立したことは記憶に新しい。フランスとてもナポレオン一世は別として、ナポレオン三世のイタリヤ、メキシコ遠征、また一九二三年のルール占領はイギリスでは不法な條約違反であるとされたのである。イギリスも亦侵略については無疵であるとはいえない。古くは一八〇四年ネルソンによるコペンハーゲンのデンマーク艦隊砲撃がある。ネルソンは政府の命令に従ひ、戰術的見地からは正しかつたとしても、若し敵國に捕えられニュールンベルグ或は東京裁判流に裁かれたとしたならば、戰爭犯罪人として絞首刑に處せられたのではなかつたであらうか。近くは一九四〇年七月三日のソマビル提督によるフランス艦隊沈没事件がある。フランスではこれをネルソンのコペンハーゲン砲撃になぞらえて、連合國の友たるべき千三百名のフランス海軍將兵の死と有能艦の喪失をいたんで深刻な批判が行われている。假に戰爭に敗れたとしてニュールンベルグ式にナチス裁判所が設けられたとすれば、海軍總司令官チャーチル海相は勿論、或は新聞で知るまで何も關知しなかつた卿自身の如き無任所大臣も、恰も重光大使が處刑された様に「侵略戰爭を遂行した」罪を以て重刑に處されたことであらう。これは敵方が我々自らの作つた法例に従つて行つたこととしての話である。ニュールンベルグ條約第八條は、「政府若しくは上官の命令に従つて被告が行動したという事實は、その責任を免除するものではない。但し裁判所は正義が要求すると決定するならば、刑の輕減について考慮する

ことが出来る。」と規定しているから、右イギリス艦隊ソマビル司令官がこの砲撃に反対であつたという事實は決して同提督を救いはしなかつたであらう。また一九四〇年九月イギリス及びドゴール派フランス軍によるダカール砲撃もオラン砲撃と同型のものであり、更にまた一九四〇年四月のノルウェー水域の機雷布設、一九四一年のアイスランド上陸及びアゾーレス上陸、一九四二年の英米軍のアルジェリア・モロッコ上陸、マダガスカルの侵入等も、ニュールンベルグ式にナチスが裁判したならば侵略とみなされたであらう。

かくて過去、近時を問わず特に戦時に於ては、技術的侵略は西歐連合國の大多數によつて行われたのであつて、侵略の名高い東方強國にひけをとるものではない。それにも拘らず、ドイツの政治軍事指導者は自らの侵略の故に裁かれたとき、自己辯護のために敵方が同様の行爲を行つたという事實をもち出すことを許されなかつたのである。のみならず、彼等は敗戦者の裁判のために勝者が作り上げた事後法 (ex post facto law) による犯罪の故に裁かれたのであつた。而もドイツ人、我々及び後代の人々はそれを公正な裁判として受けとるべく要求されているのである。

六 侵略の定義についての矛盾

古代から現代に至る以上の歴史を背景にして、侵略責任追及のための一九四五年六月乃至七月のロンドン會議に於ける討議を検討してみれば、同會議の使命はヤルタ會談で決定された通り、すべて戦争犯罪人を正しく速かに處罪することにあつた。一九一九年のパリ會議が侵略を犯罪行爲とすることに極めて慎重であり、一九四五年

のカドガン覺書がそれを問題としたに拘らず、會議代表は侵略を法的に犯罪と宣言することに躊躇しなかつた。然しながら被告が侵略とは何であるかについて反問するであらうと認められた結果、侵略の定義についての要望がアメリカ側からなされたのである。

アメリカのジャクソン判事は、辯護が政治的にわたることを禁じた後、侵略の定義を下して曰く「問題は、現實の攻撃、現實の侵入が侵略を構成するということである。侵入が實は政治的、經濟的措置に對する防衛であつたという理由から攻撃ではなかつたという主張を拒否する。ところで若し我々がこのことをきめておかないときには、ドイツ人は必ずそれが侵略戦争のように見えても侵略戦争ではなかつたと主張するであらう。ドイツ人は必ずや包圍若しくは他の遠巻きの威嚇に對して防衛したのであるであらう。そのとき一九三九年以前のヨーロッパで誰が誰に何をしたかという大政治論争に入らざるをえなくなるのだ」と。かくて、檢察官及び判事は被告の唯一の辯護の道を而も恐らくその生命を救うべき唯一の道を封じ去つたのである。而も、連合國政府は軍事裁判が勝者による敗者に對する裁判であつたことを否定するのである。ジャクソン判事は更に曰く、「本裁判は若し今次戦争の政治的、經濟的原因についての議論が介入して來ると、ヨーロッパのみならずアメリカにも非常な不利弊害を齎らすことを確信する。若しドイツがイギリスのノルウェー侵入に數歩先んじていたか否か、或はまたフランスが宣戦したことが眞の侵略か否かについての果しない論争に入つたとするならば、本裁判はアメリカ人を含む此等諸國に非常な不利を齎らすことになる。同様なことはロシアとの關係にもいえる。ドイツ人は

必ずヨーロッパ連合三國がすべてドイツ人をして戦争を餘儀なくせしめた政策を採つた故を以て咎めるであろう。本官のいわんとすることは、我々が有する捕獲文書はつねにドイツは戦争に追い込まれるであろうという主張を成していることである。彼等は戦争を計畫していた。然し本官が検討した外務省の捕獲文書はすべて『我々は他に途がない、我々は戦わねばならない、我々は包圍されている、我々は死ぬ程首を絞め上げられている。』“We have no way out; we must fight; we are encircled, we are being strangled to death.”と云う主張に歸着する。所で、若しこの問題が持ち出されると、裁判官は如何にすべきであろう。侵略者であることについて有罪の判決を下されるまでは被告をしてこれを否定せしめざるをえないのみならず、我々がその事實を聴取すべきであると本官は言ひ度い。然し本官はまた英米裁判官は被告に對して『如何なる政治的、軍事的其他の考慮も戦争に訴えることの口實はなさない』という類の約言をとらない以上『貫下はその主張を立證してよい』といわないであろうと信ずる。換言すれば、國家はその苦情を平和的に解決しなければならなかつたのだ。本官はこれを忘れることに重大な危険があると思ひ、これをとり入れれば危険がないと思う。これには批判があるであろう。然し本官はこれを放置するよりこれをとり入れる方が危険がないと思う。我々はこれを始めには必要だと思わなかつた、然し最近に至つてこれを考へるに至つたのである。』と。

以上の如く侵略についての政治論争は回避されたのであるが、結局各國代表は裁判を行い又デッド・ロックを乗り切るために「犯罪」

と「侵略」についての表現形式を検討し、フランス案の如きは戦争犯罪を、「條約及び國際法に違反してヨーロッパ樞軸國によつて行われた、他國に對する侵略及び支配する政策」となしたのである。侵略の裁判をヨーロッパ樞軸國に限定せんとする提案は、いふまでもなく多くの侵略の嫌疑を受けているロシアに對して有難いものであつたが、ジャクソン判事はそれは定義の法的原理としての立場と公正を失うものであるとして拒否したのである。終にロシア代表は「侵略若しくは戦争開始一般を斷罪せんとするのであるか、或は今次戦争のナチスによる侵略のみを特に斷罪せんとするのか、若し一般的定義をつくらんとするならば、一致を見ないであろう」と述べた。而も結局受け入れられるような定義は見出されなかつた。ロシアのニキチェンコ將軍は、「この定義の問題をまたとり上げると、その間に戦争犯罪人は年をとつて死んで了うであろう」と述べた。要するに侵略の定義については結論が出なかつたし、また被告が頼りとした證據の多くは無關係として却下されることになつたのである。かくて、眞の問題は、裁判が公正であつたといつて現代及び後世のゼネレーションを満足せしめるであろうかということであり、それがまた政治的に賢明であつたかどうかということである。

侵略の定義は一九四五年のロンドン會議に於て遂に結論が出なかつたが、然しながら嚴密な定義を下すことを不可能ならしめるより一般的事情がある。その主なるものは、侵略には通常何等かの挑發が存し、而も挑發が侵略に轉化する時期を判定することは屢々、不可能なのである。特に少數異民族が多數民族によつて虐待された場合、而もその虐待が虐殺または人命脅威となる場合、同胞民族または同

信者を保護するために有力國が干渉に出んとすることを、如何なる侵略の定義も阻止出来ないであろう。歴史の審判に於て何人がこれを侵略といえようか。今日に於ては殊に共產主義のようなイデオロギーの進出影響、新兵器の登場は更にその定義を困難ならしめるであろうし、現代戦争は國際化の結果必然的に世界戦争となるであろうから、その困難は益々増大するであろう。

顧みてここに至れば、無條件降伏と戦争犯罪裁判の如き威嚇政策は戦時中に於ては失策であることが明らかである。若しこれが避けられないならば最後の瞬間までその宣明は延ばすべきである。無條件降伏聲明のあるまでは、ドイツには戦争終結の夢があつた、然しそれはカサブランカの聲明以後消え去つて了つた。若し無條件降伏と戦犯裁判政策だになかつたならば、戦争終結の道は閉ざれず、ヒトラーと講和が結ばれなくても、ドイツのパドリオ現われ、もつと早く戦亂を収め得たであろう。イタリヤ降伏と前後して速かに講和が成立したならば、極めて異つた事態が現われたであろう。悲惨な戦争は數年、數月早く終つて甚大な被害損失は避けられたのみならず、西歐とロシアとの深刻な分離は起らなかつたであろう。ただに連合國の間斷ない空襲による荒廢から免れたのみならず、鐵のカーテンの中にある諸國はソ連の支配下に入らなかつたであろう。若し無條件降伏と戦争裁判の政策がとられなかつたならば、遙か以前に合理的な講和が成立していただであろう。一九二〇年には裁判をやめたことによつて何も失われなかつたが、第二次大戦に於てもこれをやめたことによつて益するところがあつたであろう。

極東軍事裁判に於けるインドのパル判事は嚴正な斷案を下して曰

く、「勝者によつて與えられた犯罪定義に従つて行われた所謂裁判は戦争の敗者を即決殺害した時代と我々の時代とを區切つている幾世紀かの文明を抹殺するものである。かかる法による裁判は復讐の渴望を満足せしめんとする似而非なる法的手續にすぎないであろう。それは如何なる正義の觀念にもかなうものではなく、むしろ法律であるよりも政治であるという感興を興えるであろう。勝者はその意のままに犯罪を定義し處罰し得るといふことは、勝者が占領地域を荒しそのすべての公私財産を徵發し、住民を殺害し或は捕虜として連れ去ることを許された時代に逆戻りすることになるであろう。」

戦争は政治の延長であつて、それは出来るだけ回避さるべきものであるが、あらゆる防止手段をつくして而もこれが避け難くなつたときには恰も地震、疫病、飢饉、洪水の如き天變地異と同様に、戦争に直面しなければならぬ。戦争の第一目標は勝利をうることであり、第二目標は敗北を避けることであり、第三の目標は短期化することであり、第四の特に見失つてはならない最も重要な目標は公正な永續する平和を齎らすことである。感情に驅られた言動、憎悪、復讐、處罰等、第四目標の達成に妨げとなるものはすべて問題外である。戦争が終れば遠からず敵と友好關係に入らねばならないことを忘れてはならない。ポリビウスはいつて「善人の戦いの目的は悪人を破滅し絶滅することではなく、悪行爲を矯正し更生することである。況んやその目的は無實の者に罪を負わせて破滅させることにあるのではなく、罪ある者も罪無き者を保護し高めることに與らしめねばならない。」

第二次大戦に於ては、このポリビウスの掲げた標準に連合國は隔

ること選かつた。我々はドイツ人や日本人よりも高い倫理、キリスト教精神をもつてゐることを自負してきたのであるが、よし人道的に殘虐行爲は避け得たとしても、然し無條件降伏と戦犯裁判とを以て脅かし敢てこれを行ふの誤りを犯して了つた。加之、報復を極度に行つたのである。目には目を、齒には齒を以ての程度に満足せず一に對して百の爆彈を投下せざるをえなかつた。戦時に於ては或行爲があれば、これに對する報復が許されるのは當然のことではあるが、然しこれにも或る限界があり、殊に一般人民が犠牲の對象となる場合には特にそうである。而もこの限界は原子爆彈によつて遙かに超えられて了つたのである。

〔以上を以て全巻を貫く所説を集約した第一章の紹介を終ることにする。〕
(以下次號)